

〇〇〇 はじめに 〇〇〇

目黒区では、平成17年12月に制定した「目黒区子ども条例」の基本理念を具体化させ、子どもの権利を尊重し、子育てを支えるまちづくりを総合的かつ計画的に進めるために平成22年3月に「目黒区子ども総合計画」を策定し、子どもに関する施策を総合的に展開してきました。平成27年3月には計画を改定し、毎年度計画に掲げた各事業の進捗状況を検証しながら、取組を進めています。

区では現在、保育園の整備を加速度的に進め、待機児童の解消を図っています。学童保育クラブについても、待機児童の解消を図っているところであり、学童保育クラブの増設に加え、今年度から、小学校のランドセルひろばを拡充した放課後子ども総合プランモデル事業を開始し、新たな居場所づくりを進めています。

平成29年4月には、出産・子育て応援事業「ゆりかご・めぐろ」を開始するとともに、子育てに関する不安や悩みの総合相談窓口を「ほ・ねっとひろば」内に開設しました。令和元年度からは、これらの事業を「子育て世代包括支援センター事業」として位置づけ、妊娠から出産、産後ケアなど、それぞれの機関が連携して相談支援を行い、子育て世代のライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援を行っているところです。

近年重大な人権侵害にあたる、いじめや児童虐待が増加傾向にあります。目黒区では、これらの問題に対応するため、平成29年3月にいじめ防止条例を制定し、児童相談所の設置に向けた検討を進めているところです。

計画の改定に際しては、保護者や小中高生の皆様にアンケート調査にご協力いただいたほか、目黒区子ども施策推進会議で議論をいただき、また同会議主催で子育て支援団体へのヒアリングや、広く意見を聴く「意見聴取会」を2回開催しました。さらに、「中高生ミライ計画部@めぐろ」として、中高生世代の方を対象に意見を聴く機会を設けるなど、様々な立場の区民の皆様にご意見をいただきました。ご協力をいただいた皆様には改めて厚くお礼申し上げます。

今後、改定した子ども総合計画に基づき、各事業の着実な推進と目黒区子ども条例の趣旨を踏まえた事業展開により、子どもの権利を尊重し子育てを支えるまちづくりを総合的に進めてまいりますので、皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

令和2年3月

目黒区長

目次

第1章 総論	1
1 計画改定の背景	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の推進体制	4
第2章 子どもと子育てを取り巻く現状	5
1 子どもと家庭をめぐる状況	6
2 家族と子育て家庭の状況	9
3 働き方と子育て支援に関する状況	12
4 子どもの生活と意識	19
5 子どもの権利に関する意識	24
第3章 計画の基本的考え方	29
1 基本理念	30
2 基本目標	31
3 計画をすすめるに当たっての留意点	34
第4章 計画の内容	35
1 計画の体系	36
2 基本目標別計画	38
基本目標Ⅰ 子どもの権利を尊重する	39
(1) 子どもの権利の尊重	39
(2) 子どもの参加の推進	43
(3) 児童虐待の防止と対応	45
(4) いじめ防止対策の推進	50
基本目標Ⅱ 子どもの健やかな成長・発達を支える	53
(1) 子どものこころとからだの健康づくり	53
(2) 食育の推進	59
(3) 成長・発達に応じた切れ目のない支援	61
(4) 多様な保育の充実	68
基本目標Ⅲ 子どもがすべての家庭で大切にされる	75
(1) 安心して出産できる環境の支援	75

(2) 家庭における子育て力の向上	80
(3) 特に配慮が必要な家庭への支援	86
(4) ワーク・ライフ・バランスの推進	90
基本目標Ⅳ 子どもの生きる力をはぐくむ	95
(1) 学校教育の振興	95
(2) 幼児期の教育の振興	102
(3) 文化・スポーツ活動の振興	105
(4) 子どもの生活力の向上	109
基本目標Ⅴ 子どもが地域で育つ	113
(1) 魅力ある居場所の拡充	113
(2) 子育てネットワークづくり	119
(3) 子どもの育ちを支える地域共生社会づくりの推進	122
基本目標Ⅵ 子どもと子育てにやさしいまちをつくる	127
(1) 防犯・防災対策の推進	127
(2) 交通安全対策の推進	132
(3) 子育てにやさしい施設等の整備	134
(4) 子育てのための居住環境の確保	137
第5章 子ども・子育て支援事業計画	139
1 計画の位置づけ	140
2 計画期間中の子どもの数の推移	141
3 教育・保育に関する計画	142
4 地域子ども・子育て支援事業に関する計画	144

巻末資料

- 1 目黒区子ども総合計画改定の経緯
- 2 目黒区子ども施策推進会議委員名簿
- 3 用語解説（50音順）
- 4 目黒区子ども条例

◇文中に※をつけている用語については、巻末資料の用語解説に内容を記載しています。

◇この計画書に掲載されている絵は、「将来のゆめ」をテーマに「目黒区子ども条例」啓発カレンダー等に載せる絵として募集した作品です。

第1章

総論



1

計画改定の背景

子どもに関する施策を総合的に展開するため、平成27年3月に目黒区子ども総合計画を改定し、毎年度、計画に掲げた各事業の進捗状況を検証しながら、取組を進めています。この計画期間は令和元年度までとなっています。

平成27年4月から本格施行された「子ども・子育て支援法」などに基づく「子ども・子育て支援新制度※」では、区市町村が、現在の子育て支援サービス等の利用状況や今後の利用希望に関するニーズを調査し、地方版子ども・子育て会議（区では「子ども施策推進会議※」がその役割を担っています）の意見を聴きながら、子ども・子育て支援事業計画を策定し、保育園における待機児童の解消など乳幼児期の保育や教育、子育て支援の充実を計画的に進めることとしています。

前回の改定から4年余が経過しましたが、この間、国は家族や地域社会の変化に伴い複雑化する支援ニーズ等に対応するため、誰もが支えあう社会の実現の必要性と地域の支援ニーズの変化への対応、という福祉サービスにおける新たな課題を掲げました。

また、「社会福祉法」の改正により、地域住民による支え合いと公的支援が連動した包括的な支援体制の構築を図るとともに、「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めていくことになりました。子どもをめぐる様々な施策に関しても、「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進していく必要があります。

一方、この間区では、平成29年4月に、出産・子育て応援事業「ゆりかご・めぐろ」を開始するとともに、子育てに関する不安や悩みの総合相談窓口を「ほ・ねっとひろば※」内に開設しました。令和元年度からは、これらの事業を「子育て世代包括支援センター事業」として位置づけ、妊娠から出産、産後ケアなど、それぞれの機関が連携して相談支援機能を果たし、子育て世代のライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援を行っているところです。

さらに、平成29年9月には「新たな保育所待機児童対策の取組方針」を策定し、平成28年4月から令和3年3月までの5年間で保育定員を3,518人増やすとして、保育園の「待機児童」の解消を図っています。

子どもの生命をも脅かす重大な人権侵害である児童虐待は増加傾向にあります。平成30年3月には、区内在住の5歳児が親の虐待により亡くなるという痛ましい事件が発生しました。平成31年4月に「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」が施行され、令和元年6月には「児童虐待防止法」及び「児童福祉法」が改正されました。いずれも親から子どもへの体罰の禁止が規定されました。

虐待の原因の一つとして、保護者の育児に対する不安や負担感、地域や社会からの孤立感が指摘されています。区では、虐待リスクの程度に応じて、子ども家庭支援センターが、

東京都の品川児童相談所と役割分担を行いながら、子育て世代包括支援センターやその他の関係機関とも連携して、虐待への対応や予防、再発防止に向けた取組を進めています。

また、区でも児童相談所を設置するべく、平成30年度から担当組織を設置して検討を始めているところです。

令和元年6月には、「子どもの貧困対策推進法」が改正され、対策計画の策定について区市町村にも努力義務が課せられました。

障害のある児童とその保護者への支援を強化・推進するために、平成28年に「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が一部改正され、障害児支援の提供体制を総合的・計画的に確保する市町村障害児福祉計画の策定が義務付けられました。区では、第1期障害児福祉計画を「目黒区障害者計画」改定に合わせて策定し、障害児支援や相談支援の充実に取り組んでいます。

こうした法改正の趣旨や施策の動向等を踏まえ、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく区市町村子ども・子育て支援事業計画を含んだ形で、今後の区における子育て支援施策等を計画的に充実・推進していくために、目黒区子ども総合計画を改定します。

2 計画の位置づけ

- (1) 「目黒区子ども条例※」第5条第1項に基づく子ども総合計画です。
- (2) 区の長期的な総合計画である「目黒区基本計画」の補助計画とします。
- (3) 「新・放課後子ども総合プラン※」に関する取組を盛り込んだ「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく区市町村が策定する「子ども・子育て支援事業計画」を含んでいます。
- (4) 「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づく区市町村が策定する行動計画を含んでいます。
- (5) 「児童福祉法※」第6条の4の2第1項に基づく区市町村が定める保育計画を含んでいます。
- (6) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第2項に基づく区市町村が策定する子どもの貧困対策の計画を含んでいます。
- (7) 次の区の関連計画との整合を図った計画とします。
「実施計画」「行革計画」「男女平等・共同参画推進計画」「保健医療福祉計画」「健康めぐろ21」「障害者計画」「都市計画マスタープラン」「住宅マスタープラン」「生涯学習実施推進計画」「学校教育プラン」「みどりの基本計画」
- (8) 計画の具体化は、「実施計画」又は各年度の予算によるものとします。

3 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、5年を1期とする事業計画を定めるとしています。

また、区の実施計画の計画期間は5か年であり、平成27年3月に策定した子ども総合計画【平成27年度～平成31年度】も5か年であったことから、具体的な施策の整合性を担保するためにも、計画の期間は5か年とします。ただし、社会経済状況の変化等により必要に応じて見直しを行います。

4 計画の推進体制

子ども総合計画の目標を達成するため、目黒区政策決定会議の下部機関である子ども・青少年担当者会議において進捗管理や部局間の連携・調整を行います。計画の各年度の達成状況については、子ども条例第6条に基づき設置されている子ども施策推進会議※に諮り、関係部署に報告するとともに、区民に公表します。



第2章

子どもと子育てを取り巻く現状

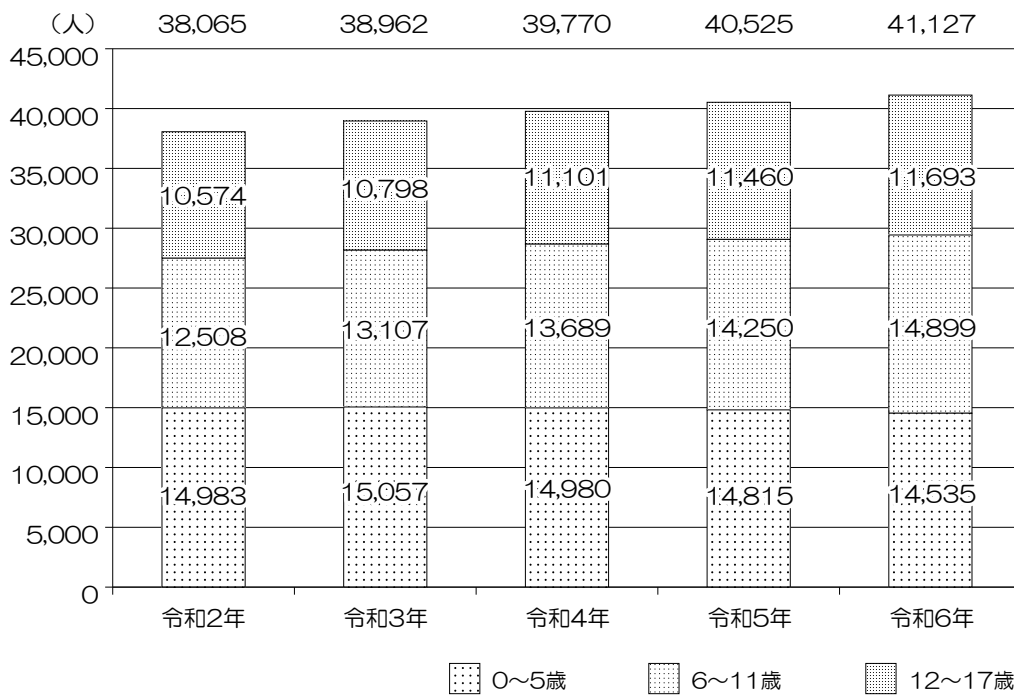


1 子どもと家庭をめぐる状況

(1) 子どもの人数

○平成31年4月1日の子どもの人数は、0～5歳が13,583人、6～11歳が11,951人、12～17歳が10,475人であり、合計36,009人となっています。今後の人口推計は、全体としては増加傾向ですが、0歳～5歳は令和3年をピークに減少しています。【図表2-1(1)】

図表2-1(1) 子どもの人数の推計(目黒区)

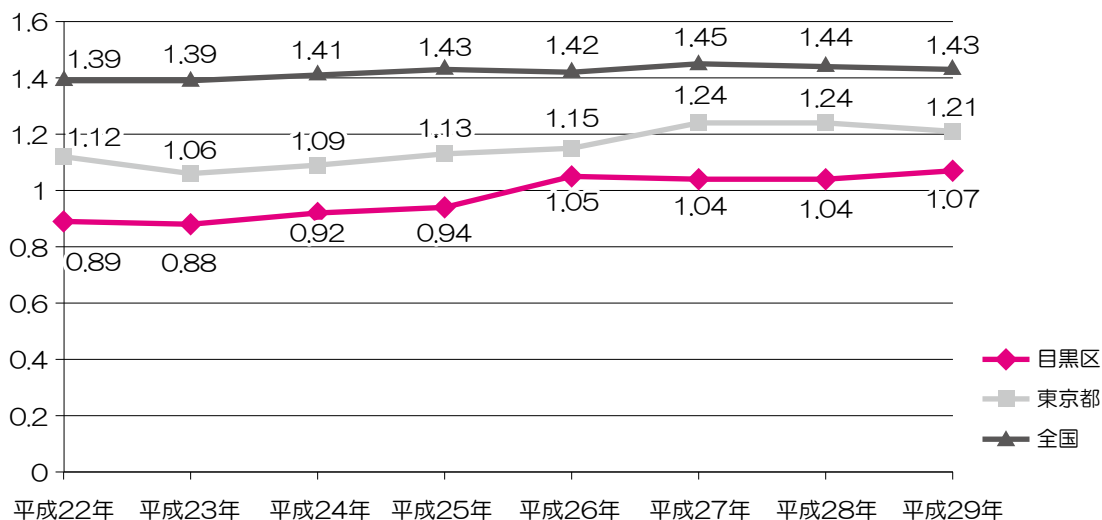


資料：目黒区人口・世帯数の予測(平成30年3月)【住民基本台帳ベース】(目黒区)

(2) 合計特殊出生率と出生数

○目黒区の合計特殊出生率※は微増の傾向にあり、平成29年には1.07となりましたが、全国、東京都に比べて低くなっています。【図表2-1 (2) -1】

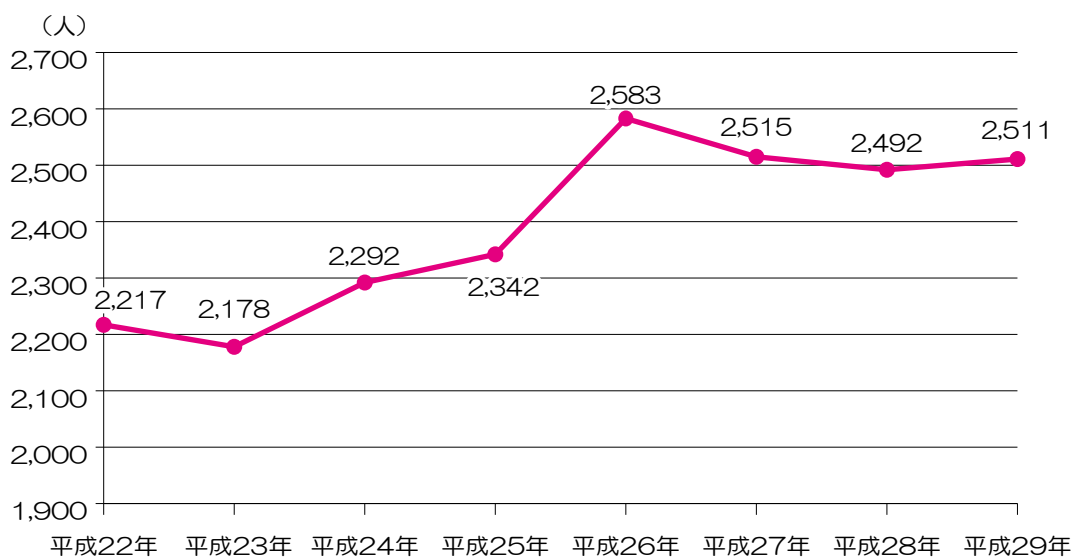
図表2-1 (2) -1 合計特殊出生率の推移 (全国・東京都・目黒区)



資料：東京都衛生統計（東京都福祉保健局）・人口動態統計（厚生労働省）

○目黒区の出生数は、平成27年以降ほぼ横ばいで、平成29年には2,511人となっています。【図表2-1 (2) -2】

図表2-1 (2) -2 出生数の推移 (目黒区)



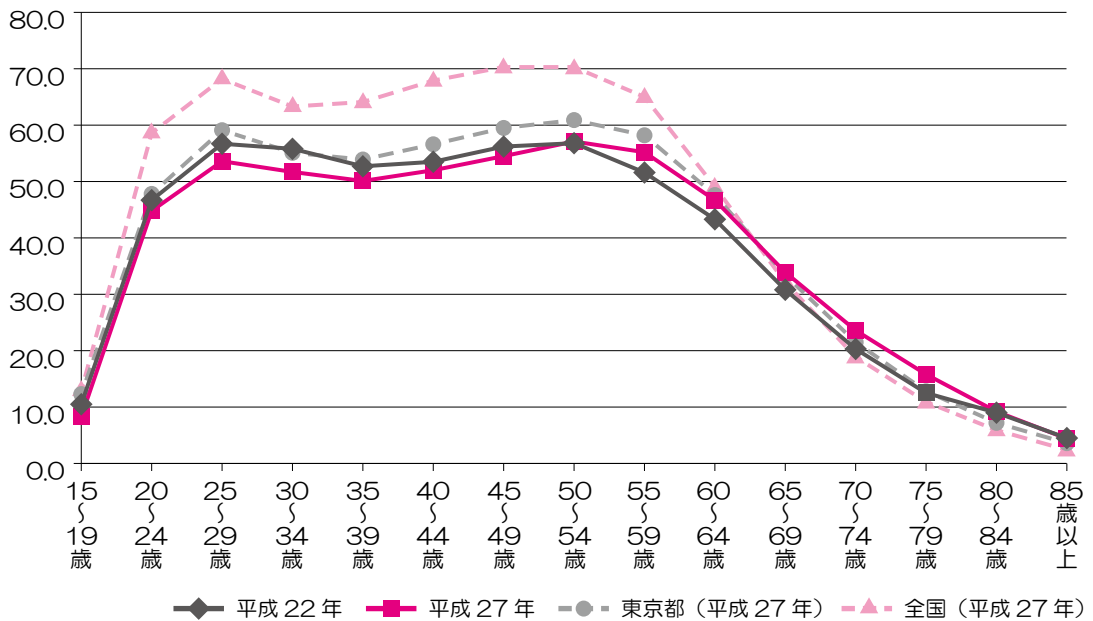
資料：東京都衛生統計（東京都福祉保健局）

(3) 就業率

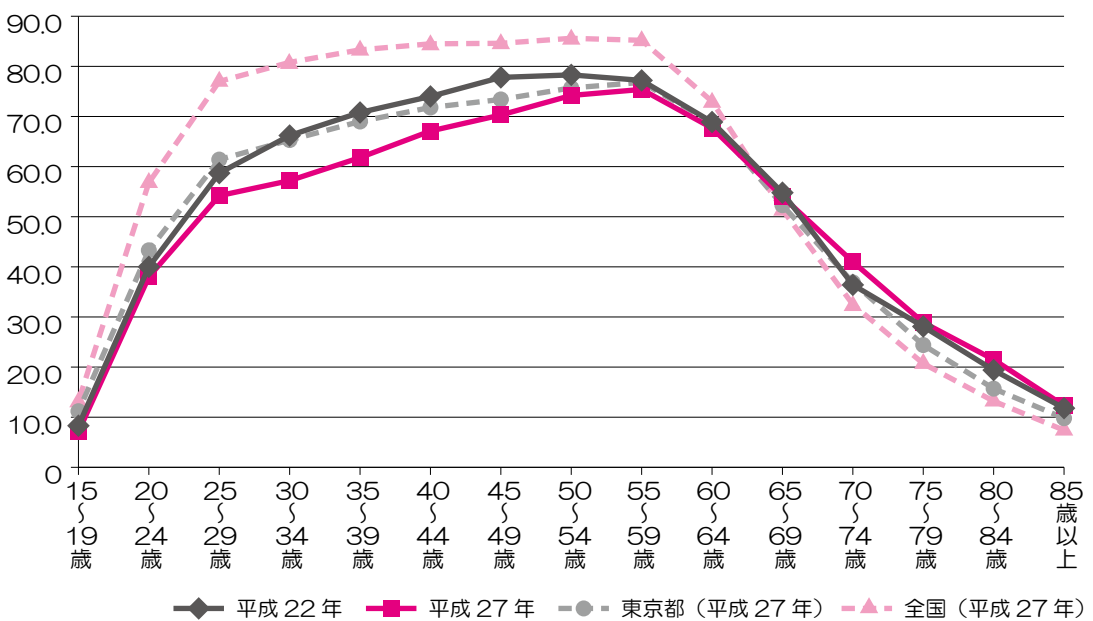
○就業率を目黒区、東京都、全国で比較すると、男女共におおむね全国を下回っていますが、東京都と同じような数値になっています。女性は、全体として緩やかなM字型の状況にあり、東京都の数値をやや下回っています。

図表2-1 (2) -3 年齢別就業率（目黒区・東京都・全国）

【女性】



【男性】



資料：国勢調査（平成22・27年）

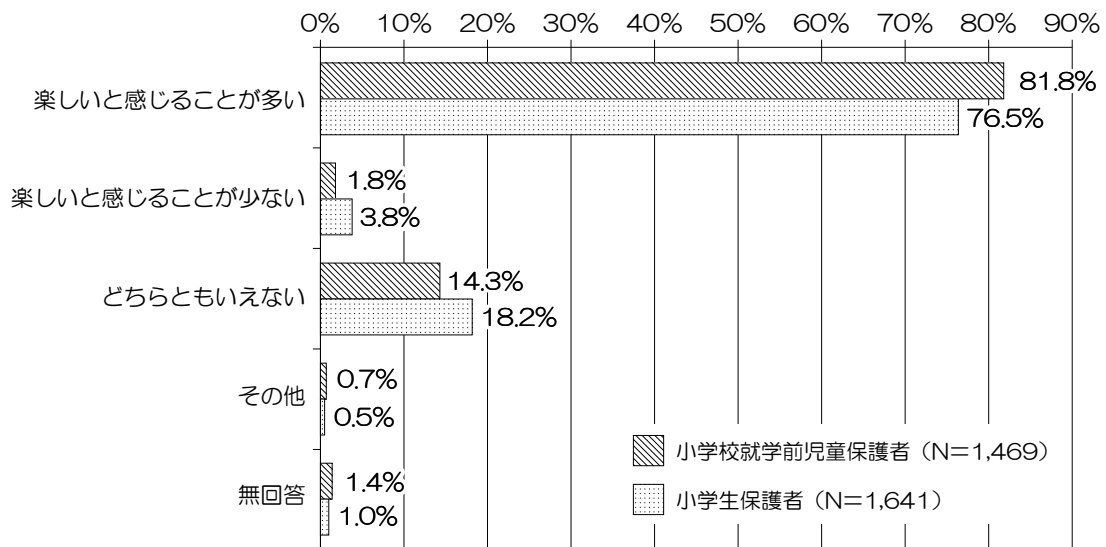
2 家族と子育て家庭の状況

(1) 子育てへの意識

○子育てへの意識は、「子育てを楽しんでいることが多い」が、小学校就学前児童保護者では81.8%、小学生保護者では76.5%となっています。【図表2-2(1)-1】

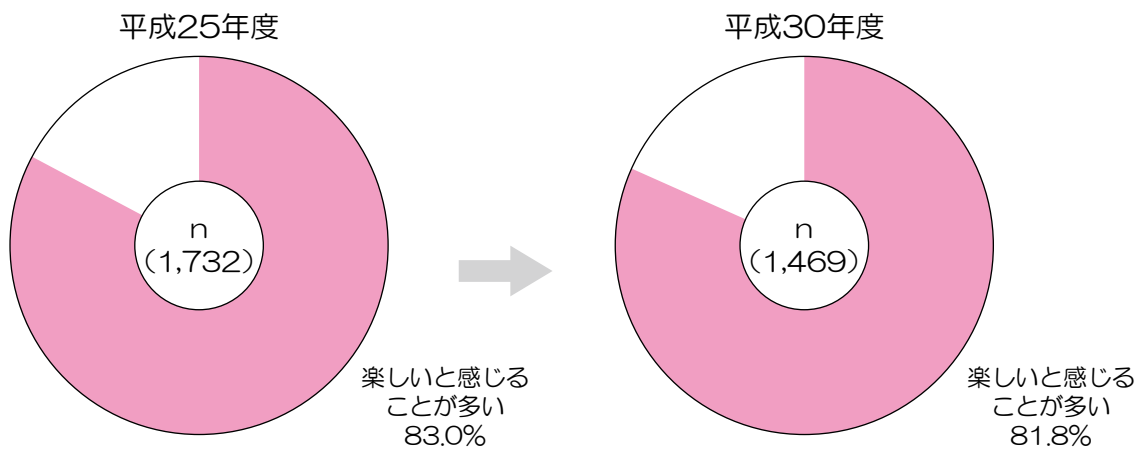
○小学校就学前児童保護者では「楽しいと感じることが多い」という割合は、平成25年度と比べて1.2ポイント少なくなっています。【図表2-2(1)-2】

図表2-2(1)-1 子育てへの意識



資料：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査（小学校就学前児童保護者・小学生保護者）（平成30年度）

図表2-2(1)-2 子育てへの意識（平成25年度との比較）



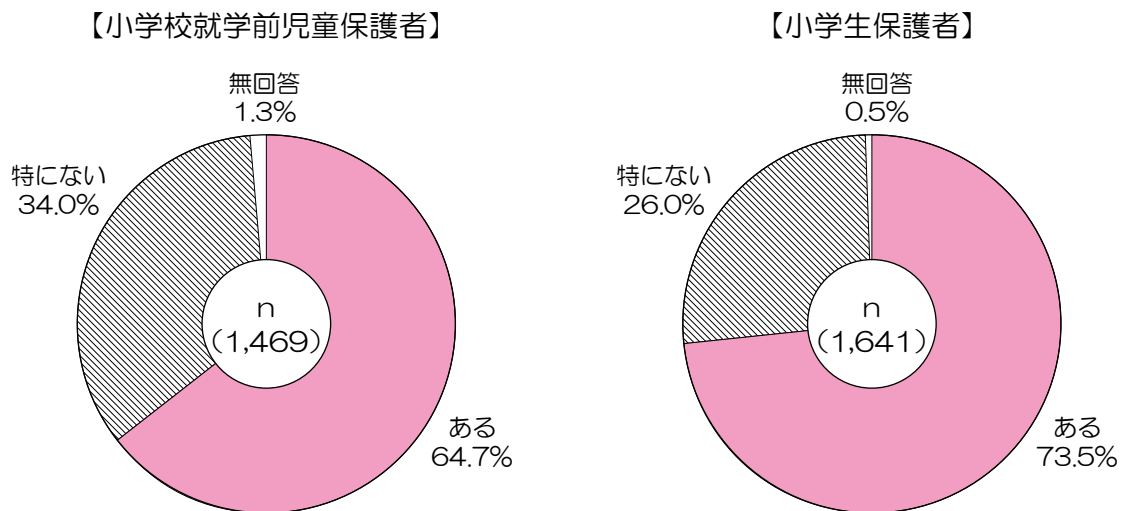
資料：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査（小学校就学前児童保護者）（平成30年度）

(2) 日ごろ悩んでいることなどを解消するために必要な支援・対策

○子育てを楽しいと感じる人の割合がわずかながら減少し、子育ての中で、「日ごろ悩んでいることや困っていることがある」は、小学校就学前児童保護者では64.7%、小学生保護者では73.5%となっています。【図表2-2(2)-1】

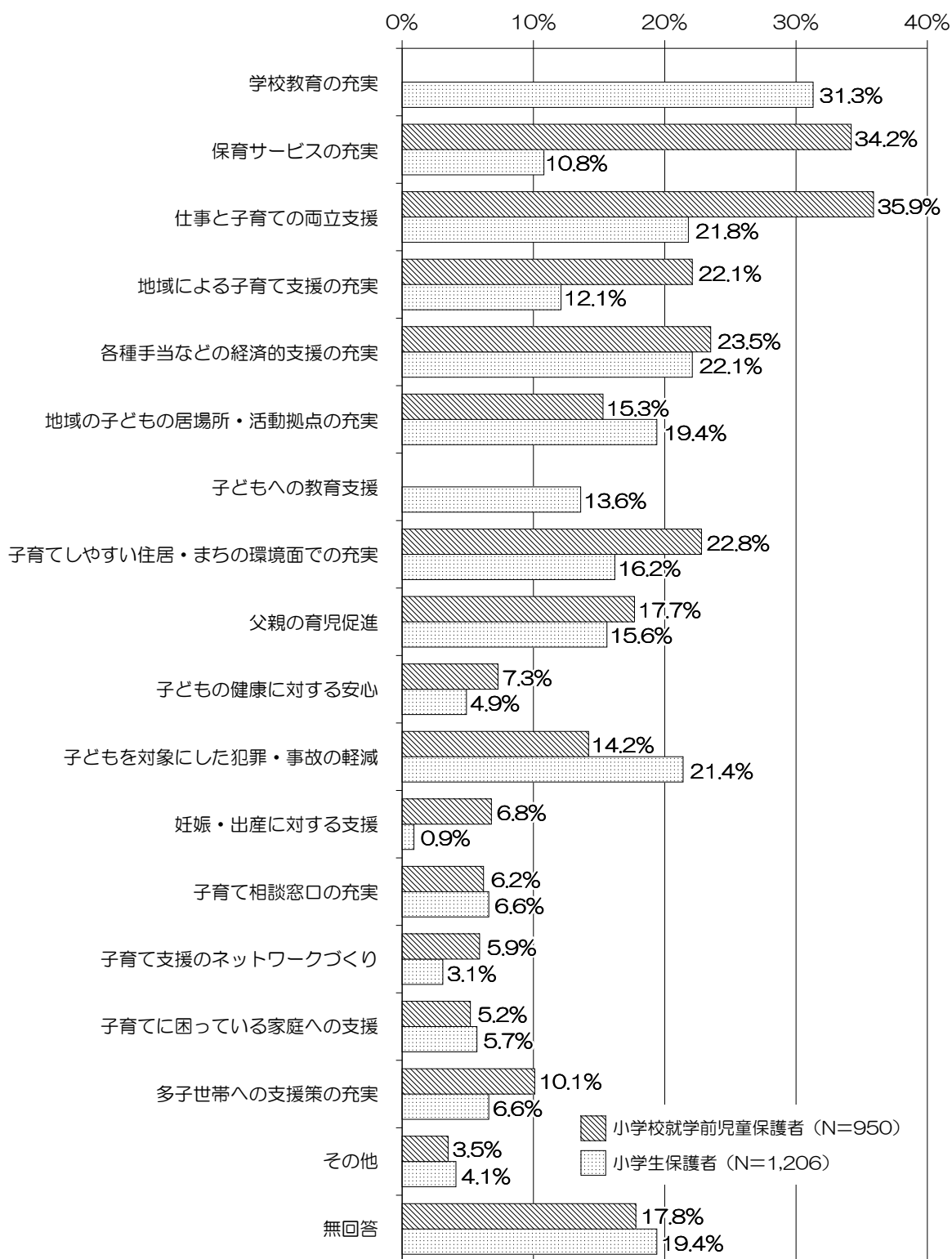
○悩みなどを解消するための必要な支援・対策は、小学校就学前児童保護者では「仕事と子育ての両立支援(35.9%)」が最も多く、「保育サービスの充実(34.2%)」、「各種手当などの経済的支援の充実(23.5%)」と続いています。また、小学生保護者では「学校教育の充実(31.3%)」が最も多く、「各種手当などの経済的支援の充実(22.1%)」、「仕事と子育ての両立支援(21.8%)」となっています。【図表2-2(2)-2】

図表2-2(2)-1 悩みや困っていること



資料：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査（小学校就学前児童保護者・小学生保護者）
（平成30年度）

図表2-2 (2) -2 必要な支援・対策



※小学校就学前児童保護者と小学生保護者では選択肢が異なる。

資料：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査（小学校就学前児童保護者・小学生保護者）（平成30年度）

3 働き方と子育てに関する状況

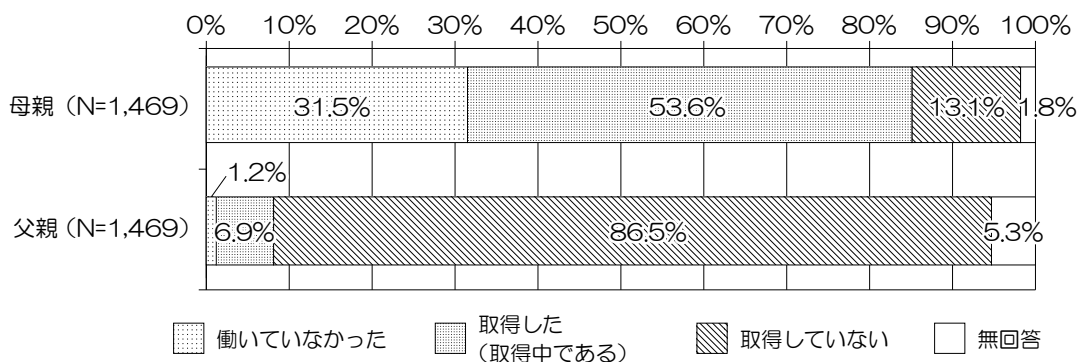
(1) 子育てと仕事の調和に関する状況

○小学校就学前児童の母親で育児休業を取得した人は、全体の53.6%です。一方で取得していない人が13.1%います。【図表2-3(1)-1】

○育児休業を取得した割合は、平成25年度と比べて、母親で9.8ポイント、父親で3.6ポイント上昇しています。【図表2-3(1)-2】

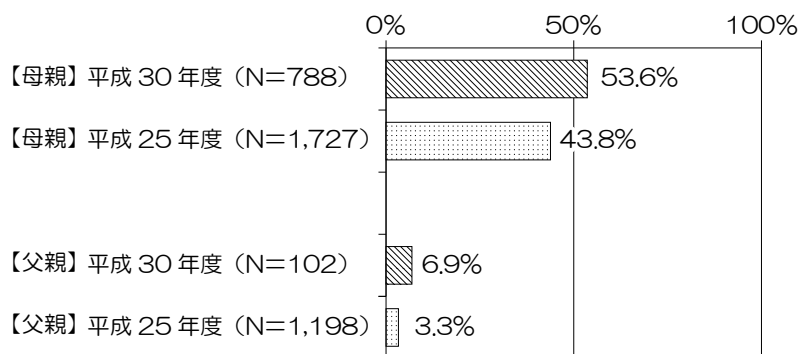
○育児休業を取得していない理由として、母親は「出産前に退職した(34.4%)」が最も多く、「仕事が忙しかった(14.1%)」、「子育てや家事に専念するため退職した(13.5%)」、「職場に育児休業の制度がなかった(13.0%)」と続いています。父親は、「取得していない(86.5%)」が大半を占めています。【図表2-3(1)-3】

図表2-3(1)-1 育児休業の取得



資料：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査（小学校就学前児童保護者）（平成30年度）

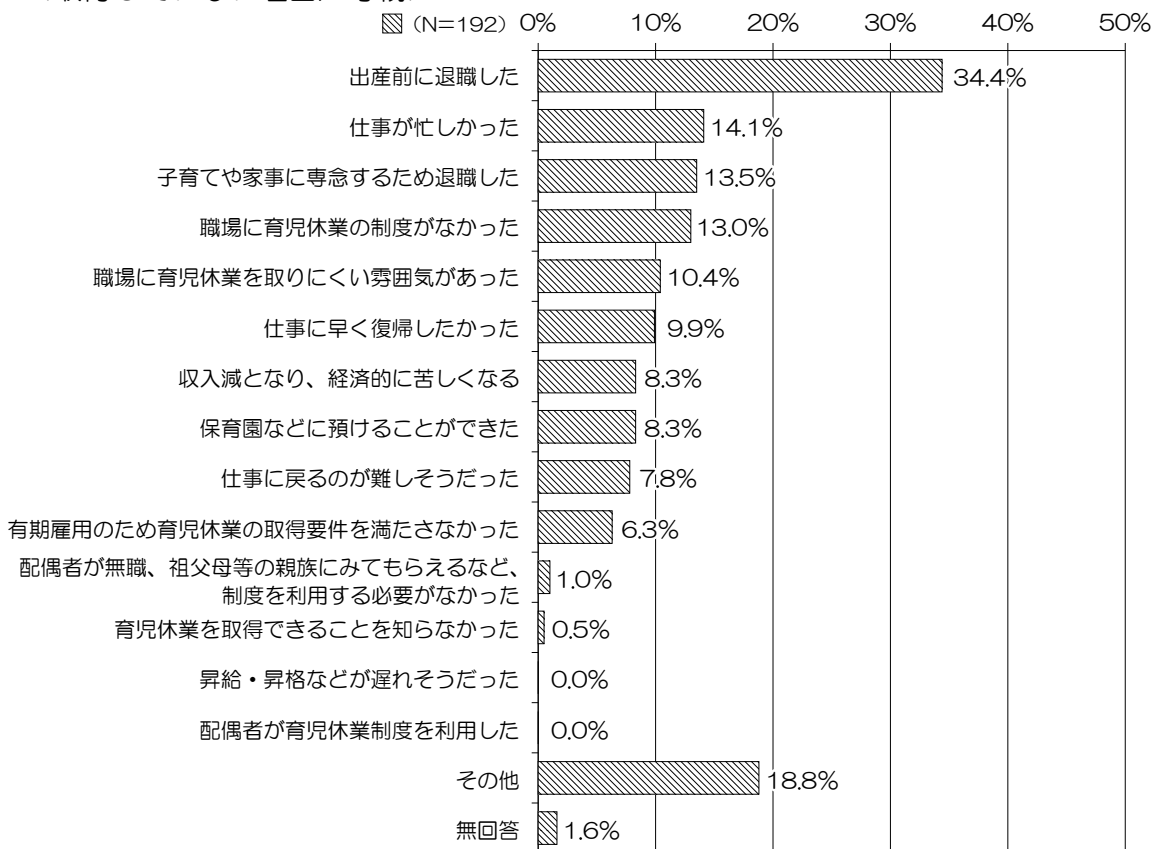
図表2-3(1)-2 育児休業の取得（平成25年度との比較）



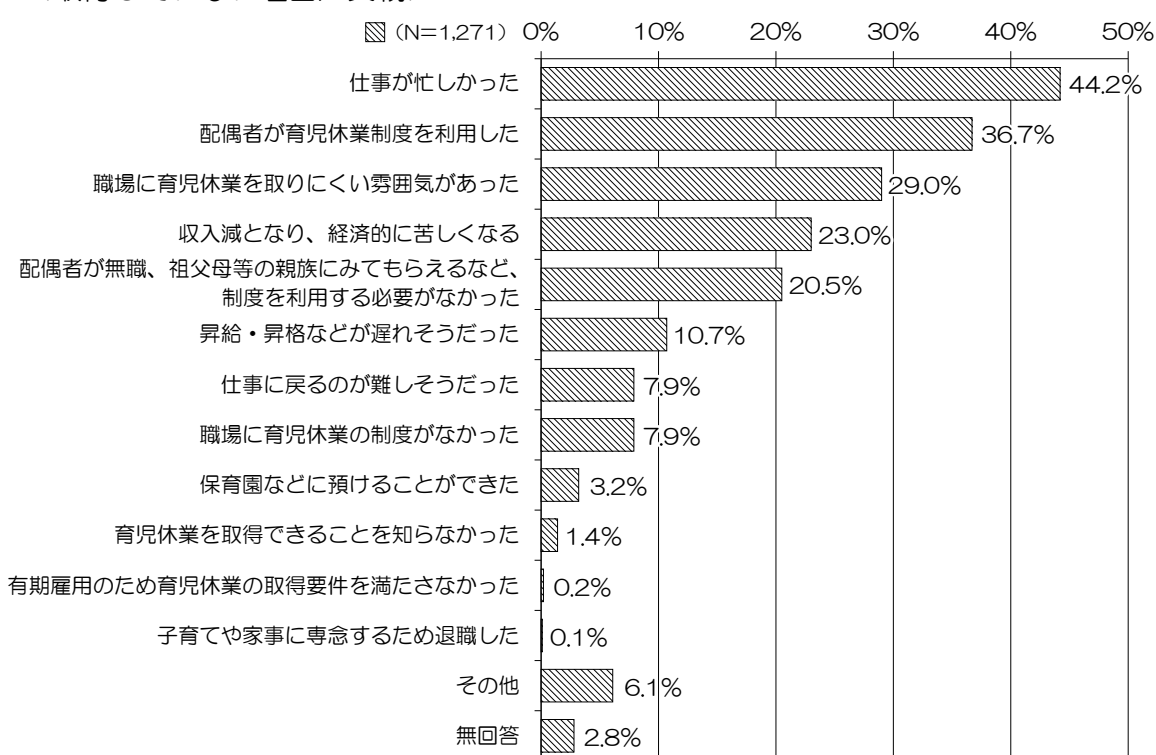
資料：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査（小学校就学前児童保護者）（平成30年度）

図表2-3 (1) -3 育児休業を取得していない理由

<取得していない理由／母親>



<取得していない理由／父親>



資料：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査（小学校就学前児童保護者）（平成30年度）

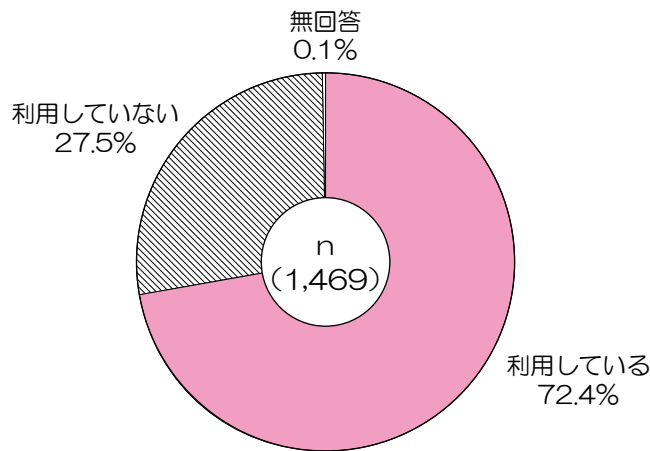
(2) 教育・保育サービス等に関する状況

①教育・保育サービス等の利用状況

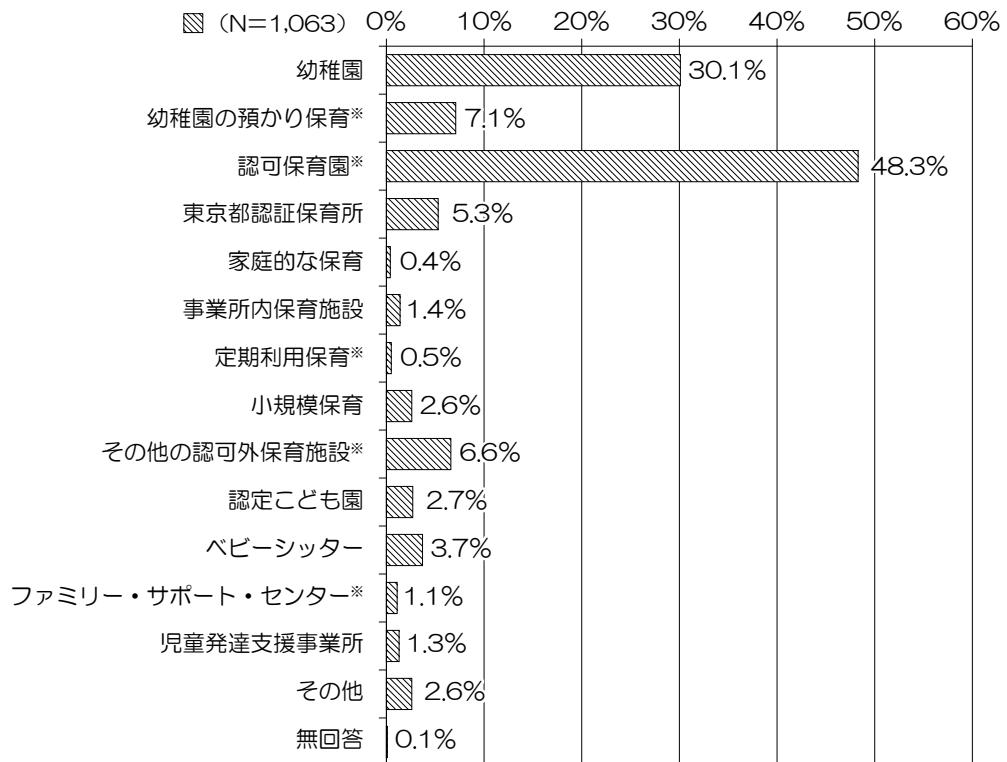
○小学校就学前児童の定期的な教育・保育サービスの利用状況について、サービスを「利用している」は、72.4%です。一方、「利用していない」は27.5%で、家庭で保育をしていると推測できます。【図表2-3(2)-1】

○利用している保育サービス等の種類は、「認可保育園」が最も多く、次いで「幼稚園」となっています。【図表2-3(2)-2】

図表2-3(2)-1 定期的な教育・保育サービスの利用状況



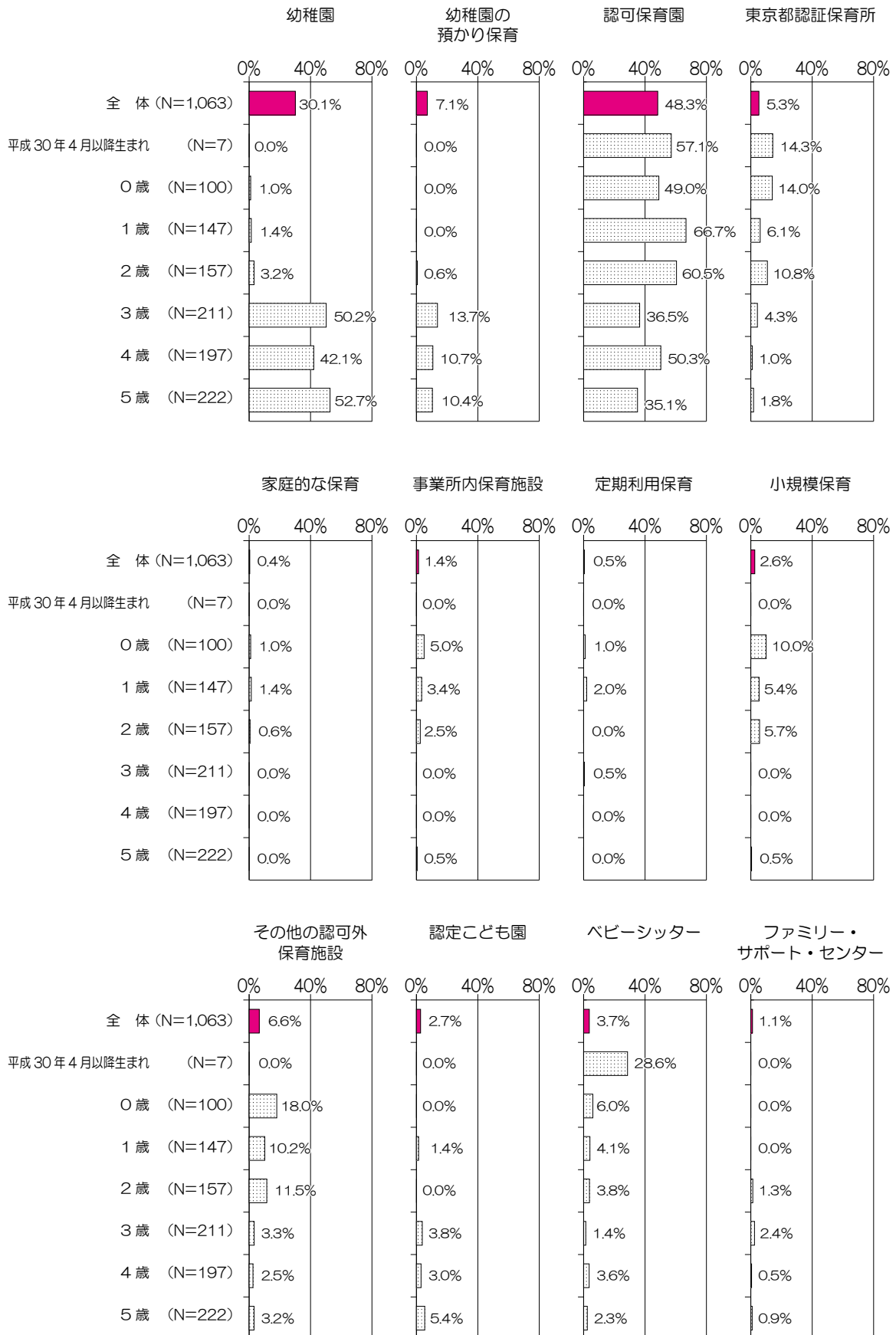
図表2-3(2)-2 利用している保育サービス等の種類（複数回答あり）

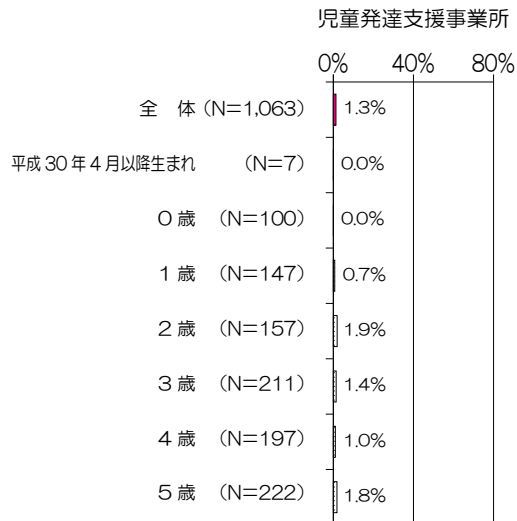


資料：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査（小学校就学前児童保護者）（平成30年度）

図表2-3 (2) -3 幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育の事業」

子どもの年齢別利用状況





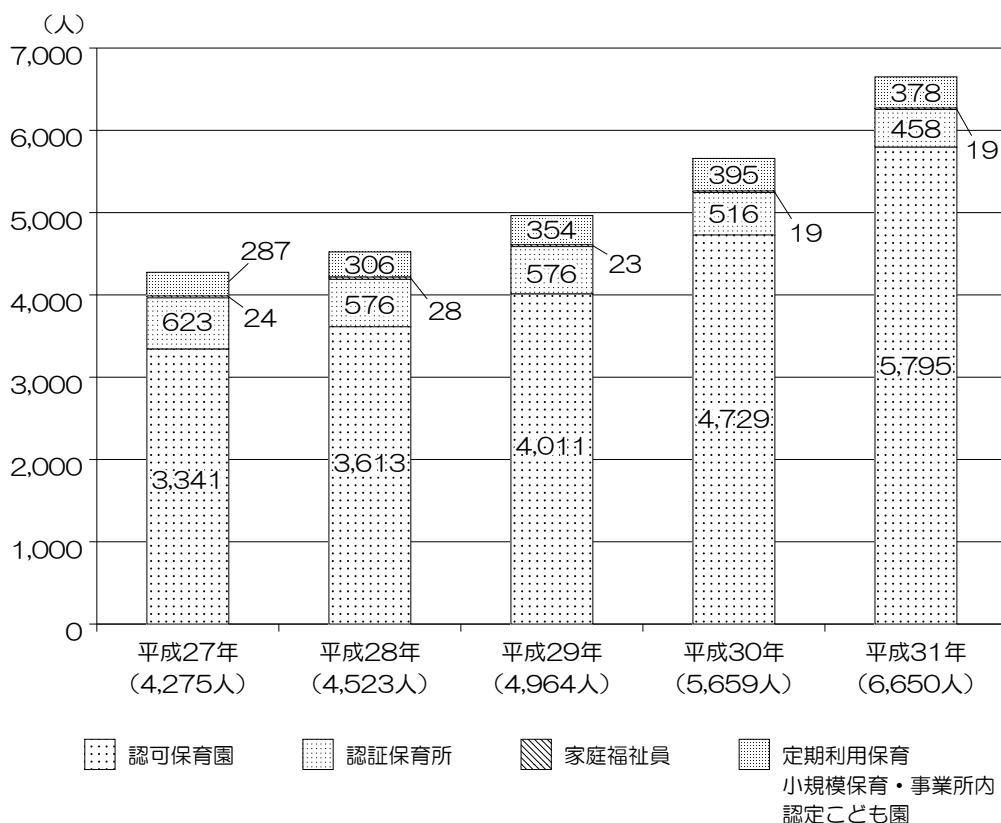
※「無回答」がある場合、これを表示していません。ただし、全体の件数には含めているので各分析項目件数の合計が全体の件数と一致しないことがあります。

資料：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査（小学校就学前児童保護者）（平成30年度）

②保育施設定員と保育園等における待機児童数について

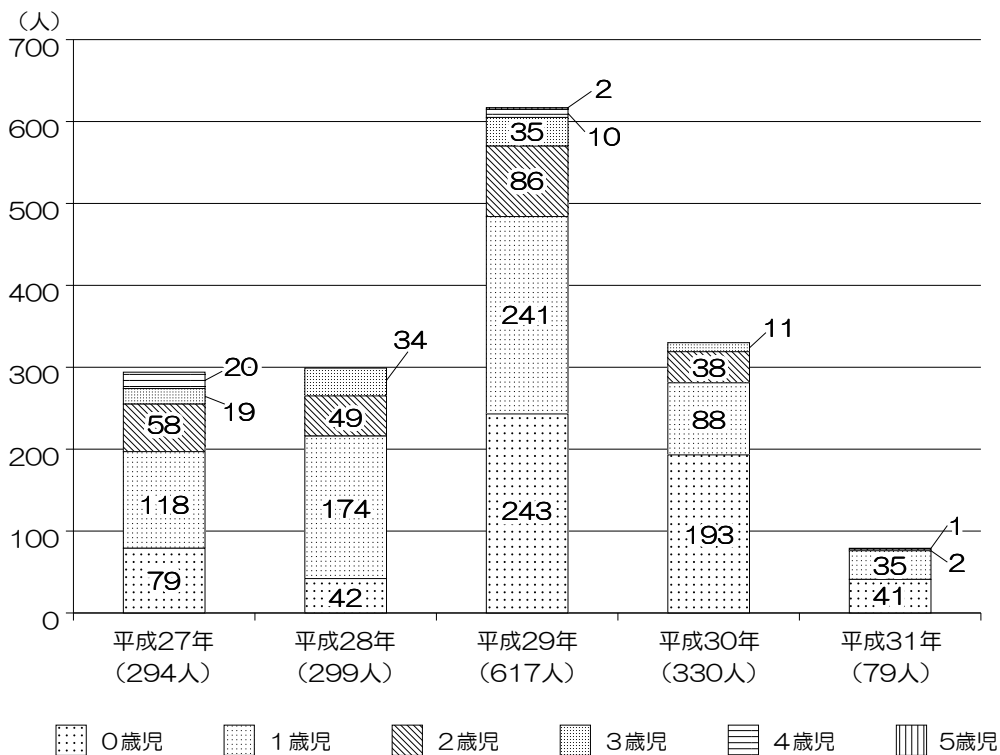
- 保育施設の定員の合計は、平成27年度の4,275人から2,375人増加し、令和元年度には6,650人となっています。その間、認可保育所は2,454人増加、認証保育所は165人減少、小規模は114人増加、定期利用は38人減少、認定こども園は増減なし、事業所内保育が開設され15人増加しました。【図表2-3（2）-4】
 - 認可保育所定員数は増加しており、待機児童数については、平成29年度をピークに減少傾向にあり、令和元年度には79人となっています。【図表2-3（2）-5】
- なお、国の方針により、平成29年度から待機児童数の算定方法を見直しました。

図表2-3 (2) -4 保育施設定員の推移



資料：目黒区保育課作成（各年度4月1日現在）

図表2-3 (2) -5 保育園等待機児童数（目黒区）



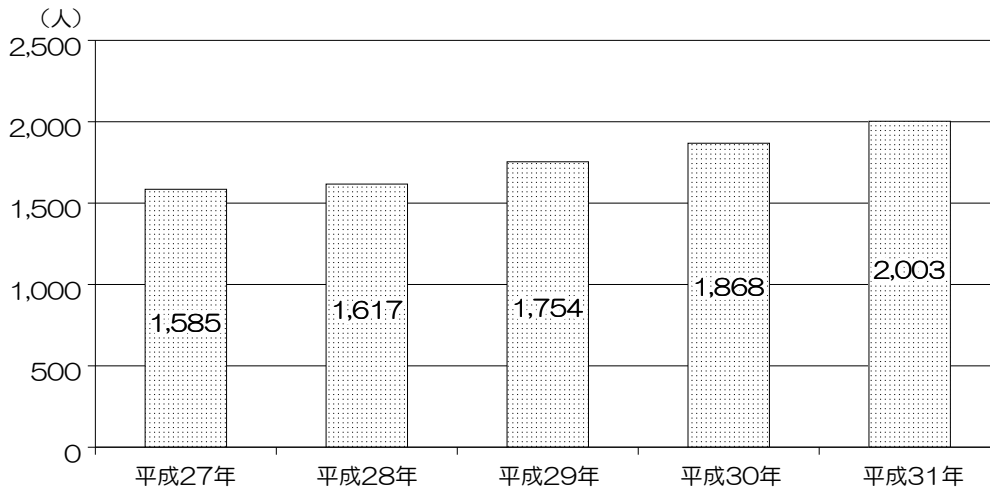
資料：目黒区保育課作成（各年度4月1日現在）

③学童保育クラブの利用状況

○学童保育クラブの受け入れ可能数は、平成27年度の1,585人から418人増加し、令和元年度では2,003人になっています。【図表2-3(2)-6】

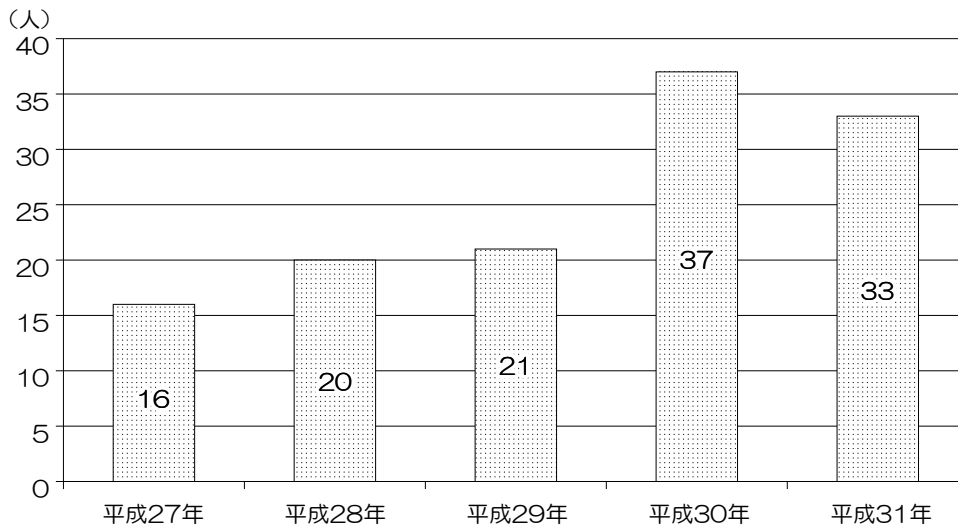
○学童保育クラブの保育需要を見据えた整備に取り組む必要があります。

図表2-3(2)-6 学童保育クラブ受け入れ可能数の推移



資料：目黒区子育て支援課作成（各年度4月1日現在）

図表2-3(2)-7 学童保育クラブ待機児童数



※令和元年度から、学童保育クラブ待機児童の基準が変更になりました。変更前の基準では47人になります。変更前の待機児童数の算出方法は、4月1日時点で学童保育クラブの利用ができなかった児童数を計上しています。

変更後の待機児童数の算出方法は、令和元年度から厚生労働省の待機児童の考え方が示されたことに伴い、保護者や児童の希望により待機された児童数は含めません。

資料：目黒区子育て支援課作成（各年度4月1日現在）

4 子どもの生活と意識

(1) 小学生の放課後の過ごし方

○小学生の放課後の過ごし方は、全体では16時以前では「学校にいる（ランドセルひろば※・子ども教室※など）」が40.2%を占めています。16～17時では、「学習塾や習い事に行く」が25.4%最も多く、「保護者や祖父母等の家族・親族と過ごす」が18.0%で続いています。18～20時では、「保護者や祖父母等の家族・親族と過ごす」が62.8%と多くなり、20時以降では81.8%となっています。【図表2-4（1）】

図表2-4（1）小学生の放課後の過ごし方

		(%)						
		全体	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
		(N=1,641)	(N=284)	(N=305)	(N=271)	(N=261)	(N=223)	(N=234)
学校にいる (ランドセル ひろば・子 ども教室など)	16時以前	40.2	20.1	24.9	38.7	50.6	55.2	59.8
	16時～17時	5.8	2.5	4.3	4.8	8.0	9.0	6.8
	17時～18時	0.7	0.7	1.3	0.4	0.0	1.3	0.9
	18時～20時	0.3	0.0	0.3	0.4	0.4	0.9	0.0
	20時以降	0.5	0.7	0.3	0.4	0.4	1.3	0.4
学童保育ク ラブで過 ごす	16時以前	16.1	31.3	32.1	23.6	0.8	0.4	1.3
	16時～17時	17.3	31.7	33.4	27.3	0.8	0.4	2.6
	17時～18時	12.6	25.4	23.9	17.3	0.8	0.4	1.3
	18時～20時	0.8	2.1	2.0	0.4	0.0	0.0	0.0
	20時以降	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
家族・親族 と過 ごす	16時以前	14.1	20.8	13.8	11.4	12.6	13.5	12.0
	16時～17時	18.0	17.3	12.5	13.7	21.1	21.5	23.9
	17時～18時	27.3	43.7	32.8	27.7	20.3	15.7	16.7
	18時～20時	62.8	83.1	78.7	73.1	51.7	41.7	40.2
	20時以降	81.8	89.8	86.6	87.8	82.0	77.1	65.0
公園など で 友達と遊 ぶ	16時以前	6.3	3.9	7.9	6.6	10.0	7.2	2.1
	16時～17時	10.1	3.9	7.9	11.4	14.6	13.5	10.7
	17時～18時	1.6	0.0	0.3	1.8	1.9	3.1	3.4
	18時～20時	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	20時以降	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
児童館に い る	16時以前	3.0	6.3	3.9	4.8	1.9	0.0	0.0
	16時～17時	4.1	7.4	3.6	5.5	4.2	1.8	1.7
	17時～18時	1.1	0.7	1.3	0.7	1.9	0.9	0.9
	18時～20時	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	20時以降	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

		全体	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
		(N=1,641)	(N=284)	(N=305)	(N=271)	(N=261)	(N=223)	(N=234)
学習塾や習い事に行く	16時以前	3.6	6.7	5.6	1.8	3.1	1.8	1.3
	16時～17時	25.4	27.1	26.9	25.5	26.1	25.1	20.9
	17時～18時	39.5	17.6	24.6	39.1	55.2	55.6	56.0
	18時～20時	20.1	3.9	3.6	10.0	31.8	38.6	42.7
	20時以降	4.0	0.0	0.0	0.0	2.7	5.8	17.9
コンビニエンスストアやスーパーマーケットに行く	16時以前	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	16時～17時	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	17時～18時	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0
	18時～20時	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	20時以降	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	16時以前	2.6	2.5	3.6	2.6	1.9	1.3	3.0
	16時～17時	3.4	2.8	3.0	2.2	4.6	3.1	5.6
	17時～18時	2.3	2.8	3.9	1.1	1.1	1.3	3.0
	18時～20時	2.6	2.1	3.3	3.0	1.5	2.7	3.4
	20時以降	2.9	1.8	3.3	2.6	2.7	3.6	4.3
無回答	16時以前	6.4	6.3	4.6	4.1	6.5	8.1	8.1
	16時～17時	6.3	6.0	5.6	4.1	5.0	8.5	8.1
	17時～18時	6.8	5.6	6.9	4.8	6.5	10.3	5.6
	18時～20時	7.9	6.7	7.2	6.3	9.2	9.9	7.3
	20時以降	8.9	6.7	8.5	7.0	10.3	10.3	9.0

※選択肢は、主なものを示しているため、100%にならない場合があります。回答者数は「無回答」を表示していません。ただし、全体の件数には含めているので各分析件数の合計が全体の件数と一致しないことがあります。

資料：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査（小学生保護者）（平成30年度）

(2) 中高生世代の放課後の過ごし方

○中高生世代の放課後の過ごし方は、全体では16時以前では「学校」が61.9%を占めています。18～20時では、「自分の家」が55.6%で最も多く、「塾や習い事」が24.0%で続いています。20時以降では「自分の家」が70.5%となっています。

【図表2-4 (2)】

○14歳の18～20時の過ごし方は、17歳と比べて、学校にいる割合が少なく（14歳3.0%、17歳10.7%）、塾や習い事（14歳26.4%、17歳20.8%）の割合が多くなっています。【図表2-4 (2)】

図表2-4 (2) 中高生世代の放課後等の過ごし方

		(%)		
		全体	中学2年生(14歳)	高校2年生(17歳)
		(N=1,177)	(N=673)	(N=504)
学校	16時前	61.9	58.5	66.5
	16時～17時	50.1	49.3	51.2
	17時～18時	38.1	38.9	37.1
	18時～20時	6.3	3.0	10.7
	20時以降	0.3	0.3	0.2
自分の家	16時前	13.7	16.9	9.3
	16時～17時	22.7	26.3	17.9
	17時～18時	32.0	33.1	30.6
	18時～20時	55.6	58.1	52.4
	20時以降	70.5	69.5	71.8
塾や習い事に行く	16時前	1.9	1.0	3.0
	16時～17時	4.3	2.2	7.1
	17時～18時	9.6	7.4	12.5
	18時～20時	24.0	26.4	20.8
	20時以降	16.9	18.0	15.5
友達の家	16時前	1.4	1.9	0.6
	16時～17時	1.2	1.8	0.4
	17時～18時	1.0	1.6	0.2
	18時～20時	0.3	0.3	0.2
	20時以降	0.0	0.0	0.0
コンビニ・ファーストフード店・ファミリーレストラン・カフェ	16時前	0.3	0.1	0.6
	16時～17時	1.4	0.9	2.2
	17時～18時	1.0	0.6	1.6
	18時～20時	0.8	0.3	1.4
	20時以降	0.5	0.3	0.8

		全体 (N=1,177)	中学2年生(14歳) (N=673)	高校2年生(17歳) (N=504)
図書館	16時前	0.1	0.1	0.0
	16時～17時	0.3	0.4	0.2
	17時～18時	0.3	0.3	0.2
	18時～20時	0.2	0.0	0.4
	20時以降	0.2	0.0	0.4
その他	16時前	8.2	8.2	8.3
	16時～17時	8.3	7.7	9.1
	17時～18時	7.1	7.0	7.1
	18時～20時	4.1	2.4	6.3
	20時以降	1.9	0.9	3.2
無回答	16時前	12.1	12.8	11.3
	16時～17時	10.6	10.4	10.9
	17時～18時	9.8	10.0	9.5
	18時～20時	8.4	9.1	7.5
	20時以降	9.7	11.0	7.9

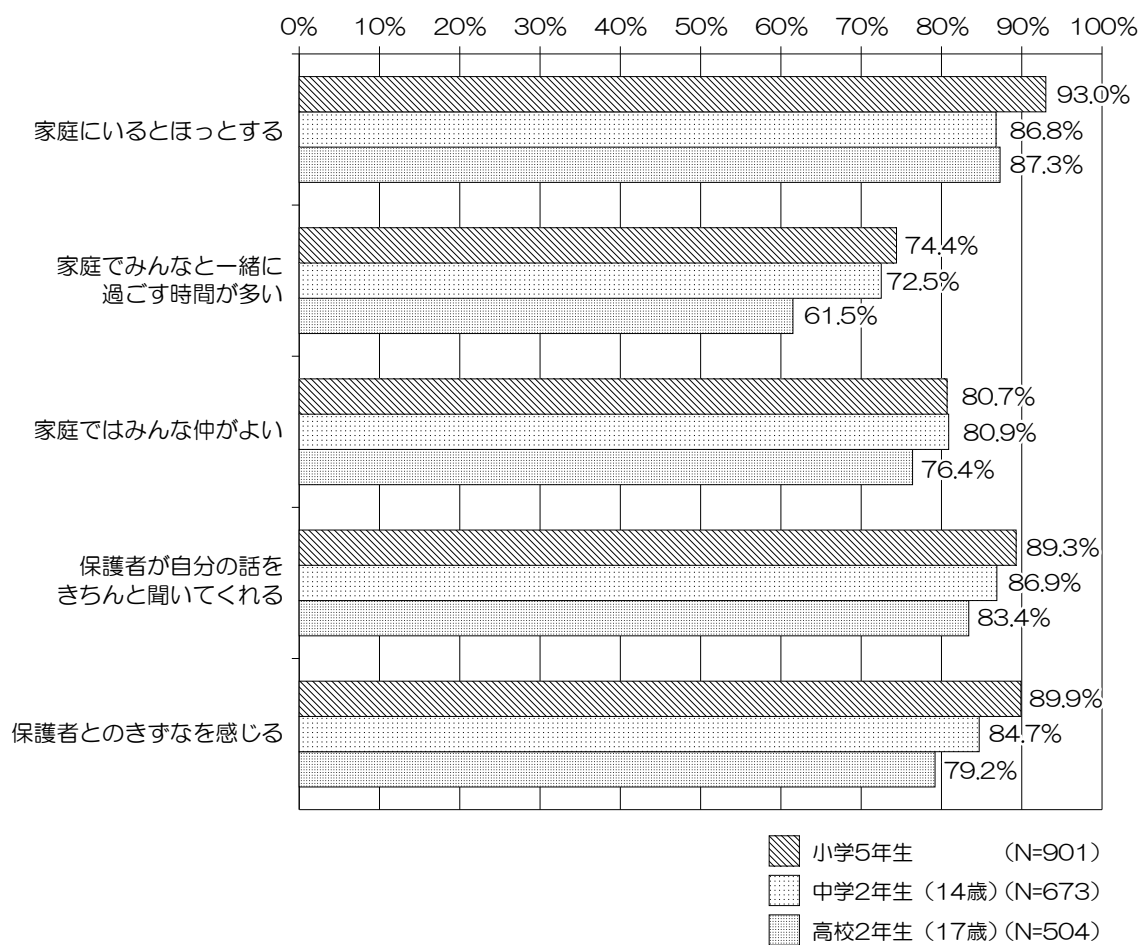
※選択肢は主なものを示しています。

資料：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査（10代の生活と意識に関する調査）（平成30年度）

(3) 家庭生活での意識

○家庭での生活と中での保護者との関係について、小学5年生、中高生世代の意識は、図表2-4(3)各項目について「そう思う」と「ややそう思う」を合わせた「思う」とする割合が高くなっています。

図表2-4(3) 家庭生活と保護者との関係(小学5年生、中高生世代)
「そう思う」と「ややそう思う」と回答した人の合計



資料：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査
(子どもの生活と意識に関する調査・10代の生活と意識に関する調査)(平成30年)

5 子どもの権利に関する意識

(1) 子どもの意識

①自分に対する意識

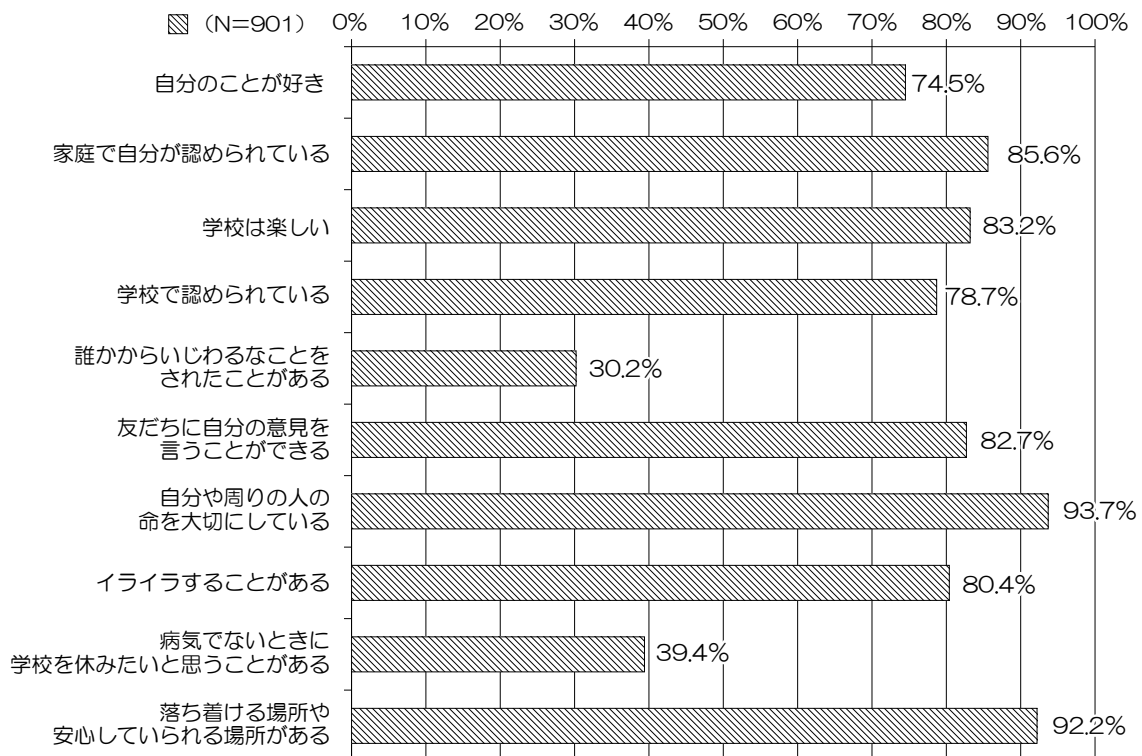
○自分や自分らしさなど、「自分のこと」について、小学5年生では「自分のことが好き」の問いに「はい」と回答した人の割合は、74.5%、中高生世代では、「自分のことが好き」の「自分らしく生きていると思う」の問いに「はい」と回答した人の割合は、それぞれ60%を超えて多くなっています。【図表2-5(1)-1】、【図表2-5(1)-2】

○保護者との関係をはじめとする「家庭のこと」について、小学5年生で「家庭で自分が認められている」の問いに「はい」と答えた人は85.6%【図表2-5(1)-1】となっています。

○差別や暴力を受けずに、命が守られ、安心して生きることについて、「自分や周りの人の命を大切にしている」の問いに「はい」と答えた人は、小学5年生では、93.7%、中高生世代では、それぞれ89%を超え最も多くなっています。

図表2-5(1)-1 子どもの権利（小学5年生）

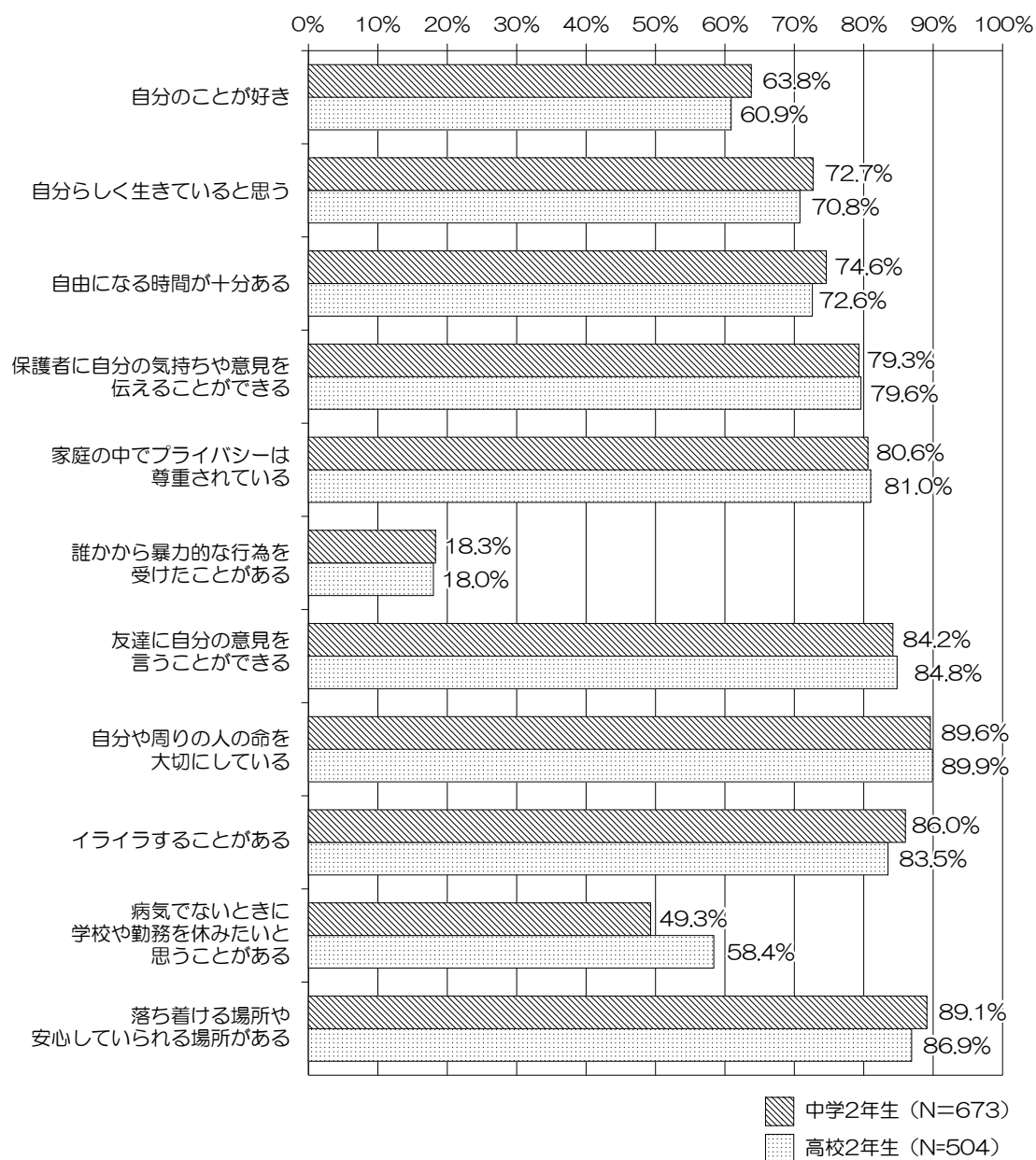
「はい」と「どちらかといえばはい」と回答した人の合計



資料：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査（子どもの生活と意識に関する調査）（平成30年度）

図表2-5 (1) -2 子どもの権利（中高生世代）

〈「はい」と「どちらかといえばはい」と回答した人の合計〉

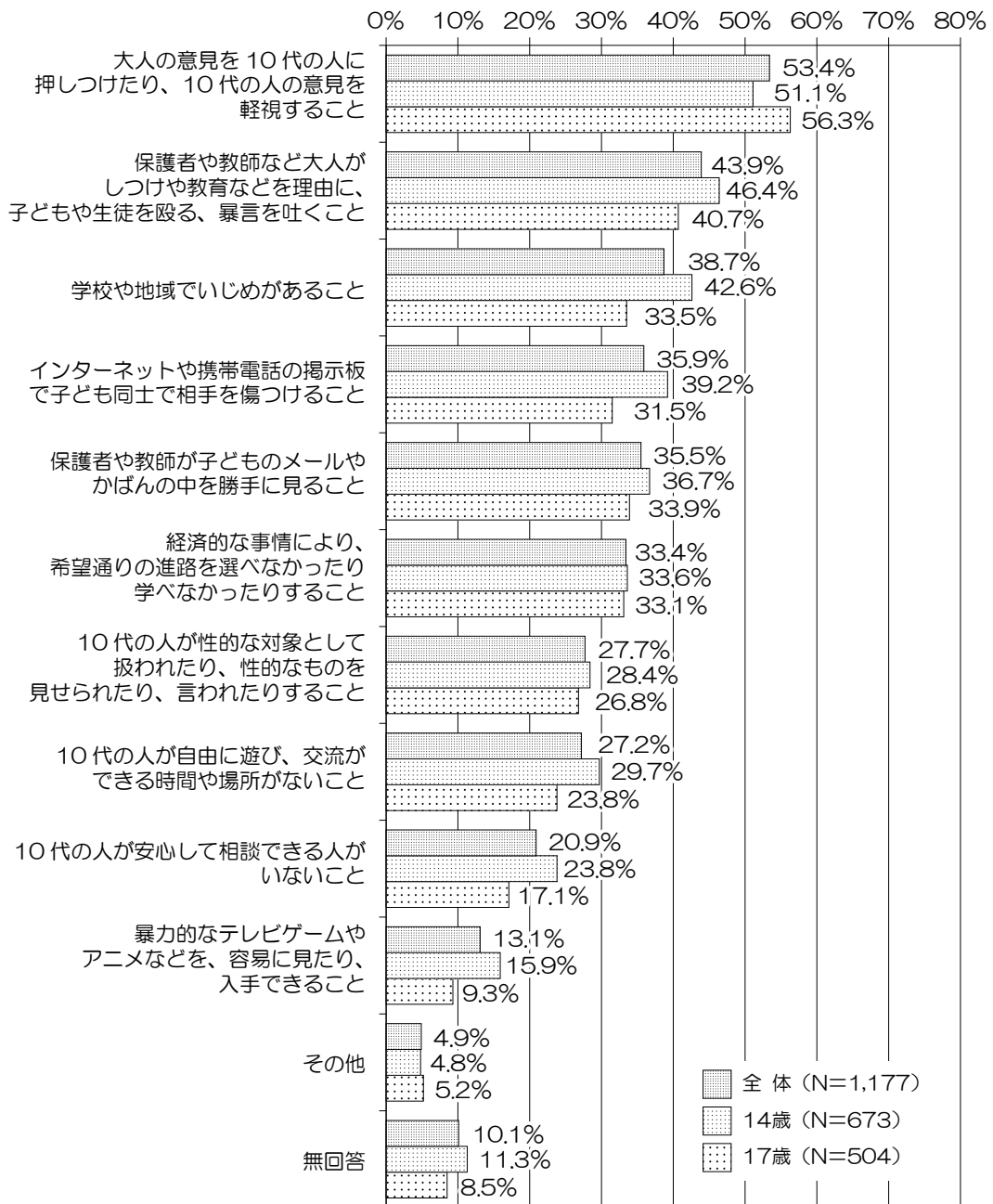


資料：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査（10代の生活と意識に関する調査）（平成30年度）

②子どもが大切にされていないと思うこと

○10代の人権が大切にされていないと思うことは、「大人の意見を10代の人に押しつけたり、10代の人々の意見を軽視すること」とした人の割合が、14歳では51.1%、17歳では56.3%と最も多くなっています。一方、「10代の人々が安心して相談できる人がいないこと」が、14歳では23.8%、17歳では17.1%、「暴力的なテレビゲームやアニメなどを、容易に見たり、入手できること」が、14歳では15.9%、17歳では9.3%と低くなっています。【図表2-5(1)-3】

図表2-5(1)-3 子どもが大切にされていないと思うこと（中高生世代）



資料：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査（10代の生活と意識に関する調査）（平成30年度）

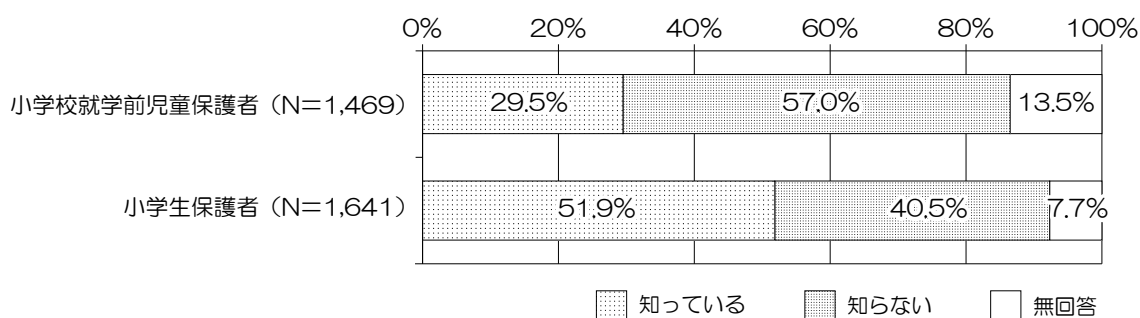
(2) 目黒区子ども条例の認知度

○目黒区子ども条例についての認知度は、小学生保護者では51.9%ですが、小学校就学前児童保護者の認知度は29.5%と低くなっています。【図表2-5(2)-1】

子どもの認知度は、「内容まで知っていた」は小学5年生では3.8%、14歳では5.2%、17歳では4.0%にとどまっています。「聞いたことがある」を含めても小学5年生では21.8%、14歳では35.5%、17歳では27.8%と低くなっています。

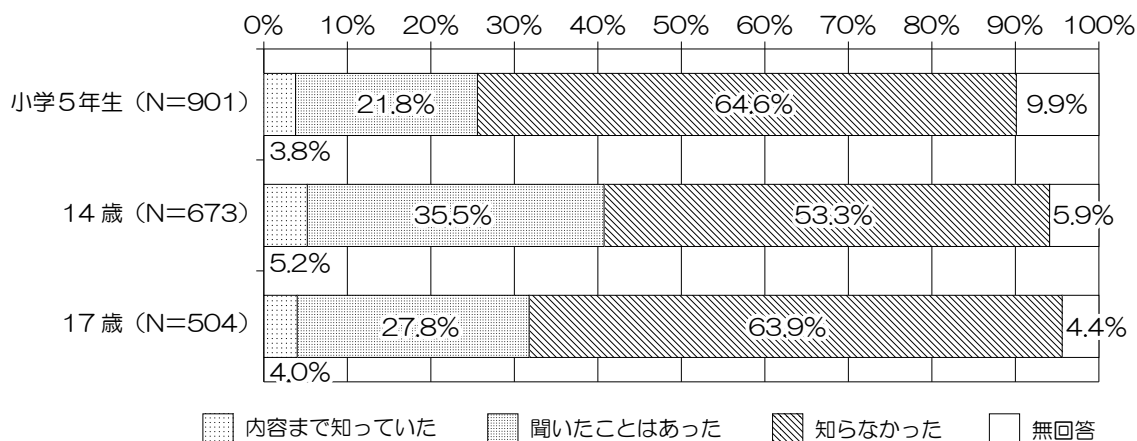
【図表2-5(2)-2】

図表2-5(2)-1 目黒区子ども条例の認知度（保護者）



資料：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査
(小学校就学前児童保護者・小学生保護者) (平成30年度)

図表2-5(2)-2 目黒区子ども条例の認知度（子ども）



資料：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査
(子どもの生活と意識に関する調査・10代の生活と意識に関する調査) (平成30年度)

(3) 児童虐待通告・要保護児童相談及び子どもの権利擁護委員

①児童虐待通告・要保護児童※相談の件数

○平成30年度は、児童虐待通告が277件、それ以外の相談が224件となっています。
全国的に増加傾向にあります。【図表2-5(3)-1】

図表2-5(3)-1 児童虐待通告・要保護児童相談の種類別件数(目黒区)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
身体的	60	31	59	80
性的	2	2	2	2
ネグレクト※	34	43	37	60
心理的	62	50	66	93
非該当	12	13	9	42
要保護児童(被虐待児童)計	170	139	173	277
相談(被虐待以外)	121	235	230	224

資料：目黒区子ども家庭支援センター作成

②子どもの権利擁護委員

○平成30年度に子どもの権利擁護委員に寄せられた子どもからの相談は「子ども同士の悩み」に関する内容が11件で最も多く、「いじめ」に関する内容が3件、「学校についての悩み」「家族関係の悩み」に関する内容が1件で続いています。

○大人からの相談では「いじめ」が44件で最も多く、「学校についての悩み」が14件で続いています。【図表2-5(3)-2】

図表2-5(3)-2 子どもの権利擁護委員相談実績(平成30年度)(目黒区)

(件)

主たる電話内容	子ども	大人	不明	合計
いじめ	3	44	0	47
子ども同士の悩み	11	4	0	15
学校・幼稚園・保育園についての悩み	1	14	0	15
不登校	0	0	0	0
虐待や虐待につながるおそれ	0	0	0	0
家庭内暴力	0	3	0	3
家族についての悩み	1	4	0	5
子育てについての悩み	0	7	0	7
性に関する悩み	1	0	0	1
その他(無言等)	1	25	5	31
合計	18	101	5	124

資料：目黒区子育て支援課作成

第3章

計画の基本的考え方



1

基本理念

(1) 子どもの人権を尊重する

子どもは、一人ひとりがかかけがえのない存在であり、権利行使の主体として子どもの人権を尊重します。

(2) 子どもの主体性や社会性をはぐくむ

子どもが自立し、社会の一員として主体的に参画し、大人と協働して豊かな地域社会を形成するため、大人は子どもと誠実に向かい合い、子どもの思いを受け止め、その成長を支えます。

(3) 地域全体で支える

一人ひとりの子どもの健やかな成長を支えるために、子育て支援施設をはじめとする社会のあらゆる分野におけるすべての機関、すべての人の協力の下、子育ての第一義的責任者である保護者が子どものいる生活をより楽しめるよう、子どもの育ちの環境を整備していきます。

未来に向けて とともに 育ち 育てる めぐろの実現

目黒区子ども条例【参考】

前文

子どもは、一人ひとりがかかけがえのない存在です。1人の人間として尊重され、自らの意思でいきいきと成長していくことが大切にされなければなりません。

日本は、世界の国々と、児童の権利に関する条約*を結び、性別、国籍、障害などにかかわらず、すべての子どもには、生きる、守られる、育つ、そして参加する権利があり、これを大切にすることを約束しました。

子どもは、あらゆる差別や暴力を受けることなく、また、保護者の愛情と理解をもってはぐくまれ、健やかに成長していくことができます。

子どもは、自分の考えや感じたことを自由に表したり、様々な場に参加したりするなど経験を重ねる中で、失敗を恐れずに挑戦し、結果に対する責任を学ぶことで、自分の生き方を考えながら成長していくことができます。

大人は、子どもと誠実に向き合い、子どもの思いを受け止め、その成長を支えるとともに、子どもが自立し、責任ある社会の一員となるよう導いていく役割を担っています。

私たちは、子どもの権利を尊重することが、未来を担う子どもの生きる力をはぐくみ、子どもと大人がともにつくる豊かな地域社会の形成につながるという考えの下、この条例を制定します。

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約の理念に基づいて、子どもの権利が尊重され、子どもが自らの意思でいきいきと成長していく子育ての大切さとこれを支える取組を明らかにし、子どもたちが元気に過ごすことのできるまちの実現を目的とします。

(1) 子どもの権利を尊重する

いじめや差別、虐待など子どもの権利侵害がなく、子どもがひとりの人間として尊重され、自分の考えや感じたことを自由にいきいきと表現し、さまざまな場に主体的に参加できるようにします。また、子どもが、年齢や成長に応じ、他人への思いやりと社会の一員として責任を持った行動をすることができるようにしていきます。

(2) 子どもの健やかな成長・発達を支える

次代を担う子どもが健やかに生まれ育つために、子どもの年齢や成長に応じた病気の予防、早期発見・早期治療、急病などに対応できるよう保健医療体制を整備し、公害や薬物などから子どもたちの健康を守ります。また、子どもの健やかな成長・発達を支えるために、保護者の就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安を和らげるような様々な支援を行います。

(3) 子どもがすべての家庭で大切にされる

安心して妊娠・出産を迎え、すべての子どもが保護者から愛情を受け、大切にされて育つようにします。障害のある子どものいる家庭、ひとり親家庭、外国籍の家庭をはじめとして、配慮が必要な家庭に対して適切なサービスが提供されるとともに、仕事と家庭の調和が図られることにより、子どもの健やかな成長を支えます。

(4) 子どもの生きる力をはぐくむ

子ども一人ひとりが心身ともに健康で、知性と豊かな感性を伸ばし、様々な人々の支援を受けながら、学びと経験を重ねることにより自ら生きる力をはぐくみます。また、子どもたちが文化やスポーツに接することにより豊かな情操、健やかな体をはぐくみます。

(5) 子どもが地域で育つ

子どもや保護者が、家庭内の結びつきに加えて、地域の中で地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画することにより、地域社会全体で一人ひとりの子どもの育ちを支えます。特に教育・保育・子育て支援施設は、地域における子ども・子育て支援の中心的な役割を担い、子育て支援施設をはじめとするすべての機関が地域と連携・協力を図ることにより、地域社会全体の子育て力を高め、子どもたちが社会の一員として豊かに育つようにしていきます。

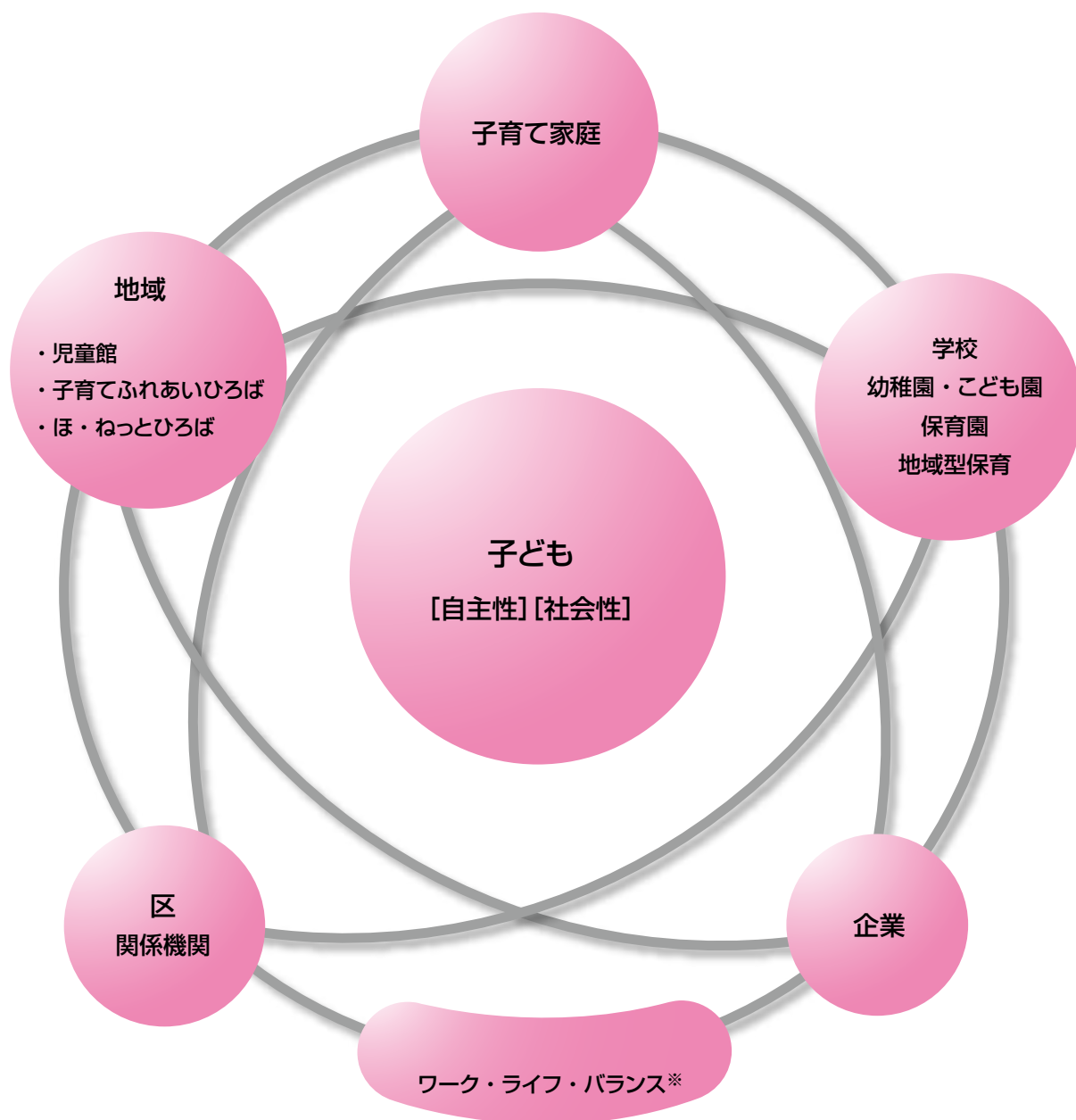
地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことのできる「地域共生社会」の実現に向け、地域のかたが主体的に取り組むための仕組みづくりや、地域の実情に応じて、制度の枠組みを越えた柔軟な子育てサービス確保等のため支援していきます。

(6) 子どもと子育てにやさしいまちをつくる

身近にみどりや水から安らぎや潤いを得られる公共施設の基盤整備などをすすめるとともに、安全で安心して住める環境を整備し、子どもや子育てにやさしい魅力的なまちをつくれます。



計画が目指す目黒区のすがた



子どもが健やかに自主性や社会性を身につけながら成長していけるよう、保護者、学校、区民、団体、NPO、企業、目黒区等社会のあらゆる分野におけるすべての機関、すべての人が協力・連携して取り組み、子どもたちが元気に過ごすことのできるまちの実現を目指しています。

3 計画をすすめるに当たっての留意点

(1) 区民、団体、事業者等との協働ですすめる

計画の実行に当たっては、区の推進体制の確立はもとより、区民や活動団体、事業者、関係機関と連携・協力してすすめます。

(2) 効果的・効率的にすすめる

厳しい財政状況のもと行財政改革を推進する中で、本計画の事業の充実や新施策の展開に当たっては、その効果を十分検証し効果的・効率的な執行に努めます。

(3) 事業を評価し向上させながらすすめる

各施策・事業をすすめるに当たっては、PDCAサイクル※を確立し、子どもや利用者の視点に立った点検・評価を実施し、質の確保も含め、効果や有効性を確かめながらすすめます。

(4) 部局間で連携を図りながらすすめる

本計画に定める子どもや子育てに関する事業は、福祉、保健、教育、都市整備など様々な行政分野にまたがるため、執行体制については部局間で連携を図りながら総合的にすすめます。